

高崎量子技術基盤研究所供用施設及び供用施設の利用料金に関する規則

令和6年4月1日

令06高（規則）第18号

（目的）

第1条 この規則は、高崎量子技術基盤研究所施設供用規則（令06高（規則）第17号。以下「供用規則」という。）第4条に基づき、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「機構」という。）の高崎量子技術基盤研究所（以下「研究所」という。）が保有する施設及び設備のうち、供用に供する施設及び設備（以下「供用施設」という。）を定めるとともに、施設及び設備の供用に関する基本規程（28（規程）第78号）第4条第2項及び第3項に基づき、研究所が保有する供用施設の利用料金に関する基本的事項について定め、その業務の円滑な実施を図ることを目的とする。

（供用施設）

第2条 研究所の供用施設は、別表1のとおりとする。

（定義）

第3条 供用規則第14条に規定する施設供用に係る利用料金は、以下の算定式のとおりとする。なお、本規則で定める利用料金は、消費税及び地方消費税その他の税額（消費税額等）を含まないものとする。

$$F = H + A + Z + W$$

F：利用料金

H：取扱手数料 9,900円／件

A：施設の運転に係る経費

Z：追加経費（特別な経費を必要とする場合）

W：施設利用に伴う放射性廃棄物処理費

- 2 前項に規定するAは、施設の運転に係る直接費（以下「直接費」という。）及び直接費に受託研究に関する経費算定基準（29イ（通達）第11号。以下「受託研究経費算定基準」という。）に定められた間接経費率を乗じたものの合計とする。
- 3 前項に規定する直接費は供用施設ごとの消耗品費及び施設の運転に伴い発生する放射性廃棄物処理費（以下これらを総称して「消耗品費等」という。）並びに減価償却費、租税公課、保守費、人件費、維持費、光熱水費、清掃費及び線源費（コバルト60照射施設のみ）から構成される。

- 4 第1項に規定するZは、利用者の求めに応じて必要となる役務提供及び技術支援、供用施設以外の施設等の利用並びに消耗品の手配等に係る経費とする。
- 5 第1項に規定するWは、施設供用利用者の施設利用に伴い発生する放射性廃棄物の保管、処理及び処分に係る経費とする。
- 6 第1項に規定するFは、取扱手数料（H）及び前各項の経費を合計した額とする。このうち、Aの構成要素である減価償却費を含まない額を「基本料金」といい、減価償却費を含むものを「一般料金」という。

（利用料金）

第4条 施設供用に係る利用料金のうちAについては、別表2－1から別表2－3までのとおりとする。また、Aに含む消耗品費等は、別表2－4のとおりとする。

- 2 施設供用に係る利用料金は、次の各号のとおり適用する。
 - （1）原則として基本料金を適用する。
 - （2）成果を公開する利用課題（以下「成果公開課題」という。）に対する利用料金は、Aに含む消耗品費等以外の経費を免除することができる。
 - （3）前二号の成果公開課題に対する利用料金は、供用規則第10条第3項に定める実施報告書の提出及び研究成果の公表が行われたことを条件に適用する。
 - （4）成果を公開しない利用課題のうち、産業利用促進を目的とする利用課題に対する利用料金は、Aに含む消耗品費等以外の経費を免除することができる。
 - （5）海外からの利用は、原則として「一般料金」を適用する。ただし、成果公開課題の場合は、第2号を適用することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、供用規則第4条に定める所長が特別な事情があると認めた場合には、別途定める料金を適用することができる。
- 4 第2項に規定する施設の運転に係る経費Aの適用に関する条件等は、供用規則第4条に定める所長が決定するものとする。

（役務提供及び技術指導）

第5条 供用規則第9条第1項及び第2項に基づく利用者支援に係る経費については、受託研究経費算定基準に基づき積算した経費を追加経費として徴収するものとする。ただし、成果公開課題のうち、公開する成果の共著者として機構の職員が含まれる場合は、利用者支援に係る経費を徴収しないものとする。

（放射性廃棄物の保管、処理及び処分に係る経費）

第6条 供用規則第10条第2項及び第14条第3項に基づく本規則第3条第5項の経費は、施設供用約款（令06高（規則）第○号）に基づき算定した額とする。ただし、各供用施設の利用に伴い発生する放射性廃棄物の発生量が個別の利用ごとに把握できないも

のについては、別表 3 に定める発生量とし、費用を算定するものとする。

（個人線量管理の費用負担）

第 7 条 利用者が機構の供用施設において放射線業務に従事する場合、利用者から追加経費として個人線量管理に係る料金を徴収するものとし、その料金は各供用施設において個人線量管理に必要な実費相当額とする。

（施設等の利用）

第 8 条 供用規則第 15 条第 1 項及び第 2 項に基づく施設等の利用に係る経費は、受託研究経費算定基準に基づき積算した経費を追加経費として徴収するものとする。

（請求手続）

第 9 条 施設供用に係る利用料金の積算は、本規則に基づき経営企画部第 1 研究企画室が行うものとする。

2 経営企画部第 1 研究企画室長は、前項の積算に基づき、財務部長に請求書の発行を依頼する。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 4 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。